



【お問い合わせ先】 湯沢河川国道事務所 〒012-0862 湯沢市関口字上寺沢64番地の2号

調査第一課長 TEL 0183-73-5544

洪水に備えて！

洪水時の避難に関する説明会を開催！

平成25年7月に水防法が改正され、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等) 利用施設については、避難計画の作成や訓練の実施等が努力義務とされました。

当事務所では、大仙市・横手市と協同で、浸水想定区域内に位置する施設を対象に、避難確保計画の作成方法や洪水予報の伝達方法についての説明会を行いました。

2月23日横手市会場と2月25日大仙市会場の説明会には多数の方にご参加いただきました。洪水ハザードマップを使用して、自分の施設の想定される浸水の深さや避難場所の確認を行いました。



横手市会場には8名が参加



大仙市会場には74名が参加
(3回に分けて開催)



参加者の方々は積極的に質問をしたり、メモを取ったりと、真剣に取り組んでいただきました。

※湯沢市内の対象となる施設については、平成26年3月26日に同様の説明を行っています。